○中国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
岡山県勝田郡奈義町上町川字池尻一六六〇番一から同町上町川字大奈留一三三番まで	前	一五・七〇～六〇・〇〇メートル	
	後	一五・七〇～五七・〇〇キロメートル	〇・七七一

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
下関市汐入町一二四〇番一から同市安岡駅前二丁目一四〇三番二まで	前	A　一四・五〇～四二・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		一一・〇〇～一三一・〇〇	
	後	B　六・三一五	
		二一・〇〇～一三一・〇〇　五・八五六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
島根県鹿足郡津和野町瀧元一四四二番一から同町直地字国ヶ原一二〇二番一まで	前	二〇・三〇～六六・一五メートル	
	後	一一・五〇～三九・七〇　〇・七五六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
東広島市黒瀬町津江字南後畑一三三七番一から同市黒瀬町津江字鷹之巣一〇八一番一八まで	前	二五・七四～二一一・〇七一メートル	
	後	一〇・二九～三一一・七七一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号及び五十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
松江市玉湯町湯町七七番一から同市玉湯町湯町一八五〇番まで	前	A　九・二〇～四四・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		二四・五〇～五四・五〇	
	後	B　一・三六三	
		二四・五〇～五四・五〇　一・四〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○四国地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号及び百九十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
小松島市大林町字宮ノ本九八番から阿南市津乃峰町東分八五番一三まで	A	七・八二～五三・〇八メートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C・D	二二・五〇～一三七・三〇　一三・七六五キロメートル	
	後 B・C・D	二二・五〇～一三七・三〇　一四・七六六	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号及び三百七十七号